# ······· 2022年4月から対応が必要な改正



### 育児・介護休業法の改正

従業員が育児休業を取得しやすい環境を整備する必要があります。



#### ●改正の概要● 5つのポイント



産後パパ育休 (出生時育児休業)が 創設されます

施行日:令和4年10月1日

POINT

雇用環境整備、個別の 周知・意向確認の措置が 事業主の義務になりました

施行日:令和4年4月1日



育児休業を分割して 取得できるようになります

施行日:令和4年10月1日

POINT

従業員数1,000人超の 事業主は育児休業取得状況の 公表が義務になります

施行日:令和5年4月1日



有期雇用労働者の 育児・介護休業取得要件が 緩和されました

施行日:令和4年4月1日



◀詳しくはこちら

厚生労働省HP 育児・介護休業法について



#### パワーハラスメント対策が中小事業主においても義務化

職場におけるパワーハラスメントについて、防止措置を講じることを義務付け。(労働施策総合推進法)
※中小事業主は2022年3月まで努力義務、4月1日から義務化

#### ●改正の概要●

## 事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)



事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発



相談(苦情を含む)に応じ、 適切に対応するために 必要な体制の整備



職場におけるパワー ハラスメントに係る事後の 迅速かつ適切な対応



◀詳しくはこちら

厚生労働省HP 職場におけるハラス メントの防止のために(セクシュアル ハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に 関するハラスメント/パワーハラスメント)

以上のほか、プライバシー保護や不利益取扱いの禁止等も講じなければなりません。

# 中小企業・小規模事業者の皆さま

専門家による訪問相談サービスを利用してみませんか。

# NEXTWORK STYLE

働き方改革広がる



社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して

# 「働き方改革」を支援します。

働き方改革で魅力ある職場づくりを! -

相談無料

**オンライン相談も 受付中** 



どんな相談ができるの?▶詳しくは次のページへ



令和4年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(全国センター事業)



全国社会保険労務士会連合会





#### こんなことで悩んでいませんか?

残業を減らしたいが、 やり方が分からない。

36協定の作り方が 分からない。 新たに従業員を採用したいが、 応募がなくて困っている。

「働き方改革」と言われても、 そもそも労働関係の法律は 複雑で何から手を付けたら いいのか、分からない。

> 最低賃金が毎年上がり、 どう対応したらいいのか 困っている。

いろんな**助成金**があるが、 使い方が分からない。 新型コロナウイルス対策 として、テレワークや 時差通勤を実施したいの だが、就業規則は変更 しなくていいのだろうか、 従業員にはどう伝えたら

> 就業規則を見直したいが、 どこから手を付けたら いいのか分からない。

いいのだろうか。



そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください!

#### 中小企業・小規模事業者の皆さまへ

「働き方改革関連法」の施行が順次、始まっています。

パートタイマーと正社員の

賃金や手当をどう見直せば

不合理な待遇差を解消できるのか、

教えてほしい。(同一労働同一賃金)

2019年4月より、年次有給休暇の年5日の確実な取得が、

2020年4月より時間外労働の上限規制が施行されています。 さらに、2021年4月からは、同一労働同一賃金への対応が求められています。

対応はお済みですか。今すぐ専門家にご相談ください。







同一労働 同一賃金

#### 訪問相談サービスの流れ

- HOP -

貴社の 状況把握



- STEP -

解決方法のご提案



- JUMP -

提案後の フォローアップ



## 相談は無料

1回2時間程度、3回の 相談を標準としています。 社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一 労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模 事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援に より、解決に向けてサポートします。

#### 厚生労働省では、働き方改革として、以下のような施策をすすめています。

#### 長時間労働の是正・年次有給休暇の取得促進

従業員の時間外労働について、臨時的な特別の事情がなければ、月45時間、年360時間以内に収める必要があります。また、年次有給休暇が年10日以上付与される従業員に対しては、そのうち5日を時季指定するなどにより、確実に取得させる必要があります。



**◆詳しくはこちら** 時間外労働の上限規制の パンフレット



◆詳しくはこちら 年5日の年次有給休暇の 確実な取得パンフレット



#### 同一労働同一賃金の実現

正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消する必要があります。



◆詳しくはこちら 多様な働き方の 実現応援サイト



# 勤務間インターバルの設定

終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間を確保する仕組みで、その導入が事業主の努力義務とされています。



一定時間

勤務 インターバル 勤務

◀詳しくはこちら

働き方・休み方改善ポータルサイト

#### 不妊治療と仕事との両立

不妊治療を受けやすい職場環境の整備に取り組む 事業主を支援しています。



◆詳しくはこちら 厚生労働省HP 不好治療と仕事との

両立のために



#### 良質なテレワークの推進

働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方として、 良質なテレワークを推進しています。



**◀詳しくはこちら** 厚生労働省HP

関連事業

テレワーク普及促進



各種施策への対応や助成金の活用など様々なお悩みについて、働き方改革推進支援センターにてワンストップで相談できます



#### ◀相談のお申し込みはこちらから

相談をご希望の方は、働き方改革推進支援センターHPの「訪問相談申込フォーム」、もしくは別紙の申込書に必要事項を記入して、FAXにてお申し込みください。 後日、担当する専門家から電話又はメールでご都合をお伺いさせていただきます。

働き方改革特設サイト https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/ お問い合わせ先:全国社会保険労務士会連合会委託事業運営本部 E-mail:sr-jimukyoku@shakaihokenroumushi.jp